

平成6年10月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：石川県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>火薬類取締法第17条第1項（譲渡又は譲受の許可）、同第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取消すものとする。</p>
076
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部生活保安課保安係（☎ <sup>2</sup> 62-1161 内線 <sup>2</sup> 2423）
備 考：